

名張市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」といいます。）の定める基準に従い、本市の条例で定めていますが、最近の社会経済情勢に鑑みて葬祭補償の定額部分の引上げを行うべく、基準政令の一部が改正されることに伴い、名張市消防団員等公務災害補償条例で定める葬祭補償についても同様に該当改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償として支給する額の定額部分を、次のとおり引き上げます。

区 分	改正後	改正前
葬祭補償	330,000円	315,000円

3. 施行期日

公布の日から施行し、改正後の規定は令和8年4月1日から適用します。